



Title	幕末・明治初期における西洋思想の受容と言説編成の 転換
Author(s)	納谷, 節夫
Citation	大阪大学, 2005, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/46693
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていない ため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利 用をご希望の場合は、 〈a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed"〉 大阪大学の博士論文につい て 〈/a〉 をご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

氏名	納谷 節夫
博士の専攻分野の名称	博士（言語文化学）
学位記番号	第 19738 号
学位授与年月日	平成 17 年 6 月 23 日
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 1 項該当 言語文化研究科言語文化学専攻
学位論文名	幕末・明治初期における西洋思想の受容と言説編制の転換
論文審査委員	(主査) 教授 金子 元臣 (副査) 教授 津久井定雄 助教授 我田 広之

論文内容の要旨

本論文は、幕末・明治期の西洋思想の受容を主題とするものだが、従来のこの分野での研究は、思想家の「私」が、書かれるものをほとんど統御するという前提のもとになされていたように思われる。しかし、もしも書き手の「私」が書かれたものを、すべて統御するのではないとしたら、西洋思想の受容を問題にする場合においても、書き手の「私」が依存し、従属しているもの、書き手の「私」に、西洋思想の解説コードを提供し、テキストの生産を規定してくるものを問題にしなければならなくなるはずである。それは一体何か。酒井直樹は、それを「実践系」と名付けている。「実践系」とは、様々な言語行為を有意味なものにする諸規則の束である。

本論文が主題とするのは、西洋思想の受容の担い手であった思想家たちの思想形成の過程や主体的、自立的な「私」ではない。分析は、「・・・と言われた」というレベルに位置する。「書かれたもの」の主体は、「話す意識でも編制の著者でもなく、さまざまな個人によって満たされることが可能な位置」であると考えられる。一つの実践系に位置するとき、書き手の主体を統御してくるのは、実践系の諸規則である。どのような実践系が、西洋の政治制度・思想の対象化を可能にしたのか、また、西洋の政治制度・思想の対象化を可能にする新たな実践系は、どのような言説編制が生成した結果できあがったものなのか、また西洋政治思想の中心概念を受容することによって、逆に既存の言説編制はどのように転換されたのか、それをあきらかにするのが本論文の課題である。

西洋思想の受容には、受容を可能にする言説編制が生成されていなければならない。また、西洋思想を受容することは、言説編制が転換することでもある。それを検証するためには、言説編制の転換・生成に着目しなければならない。西洋思想の受容前後において、言説編制の規則性にどのような転換が起ったのか、さまざまな実践系におけるさまざまな言表において、使用される概念や対象領域の変化に焦点を当て、その規則性の変化に着目する。使用される概念の規則性の変化というのは、様々な言表において、①新たな概念の生成 ②ある概念の使用頻度の増加 ③概念の意味の転換 ④概念の価値の転換、が起ることと捉える。対象領域の変化とは、例えば、今までは、論じられなかった概念や事物が対象化されたり、書物の記述が主たる対象であったのが、実際の事物に移るといったことを意味する。

十七世紀の終わりにかけて、それまで日本列島において支配的であった朱子学的言説編制とは別の新たな言説編制が生成し始める。これは、様々な実践系でほぼ同時に起るが、朱子学の内側からは、伊藤仁斎が登場し、文芸では西鶴や近松が現われる。新たな言説編制は、概念の意味の転換、新たな概念の編制、新たな対象の編制といったかたち

で、出現する。概念の意味転換は「道」と「徳」でおこり、新たな概念の生成とは、「福」と「富」であった。「理」と「気」の二元論は、「気」の一元論へと転換され、新たな対象は「外物」、「卑近なもの」から見出された。否定的にしか見られなかった「人欲」が肯定され、「徳」は内面から外へと移った。また、古典に対する見方、読みの方法においても転換が起こった。

十八世紀の終わりから十九世紀の初めにかけて、本多利明、山片蟠桃、海保青陵らによって、新しい市場主義的な言説編制が生成してくる。この言説編制は、元禄期からの伊藤仁斎や西鶴、近松らによって生み出された言説編制や洋学者達の言説に連なるものだが、実学とその合理性を重視すること、市場の知や市場の原理を対象化していること、市場経済を政治と積極的に結び付けて論じていること、人々の利己的な利益追求の社会における重要性を強調すること、社会を売買の関係から捉えなおそうとすることで、それまでの言説編制とは一線を画すものであった。

幕末から明治初期の西洋思想の受容は、既存の言説編制の概念のネットワークに、西洋の概念を組み込む形で行われる。そのとき、受容の担い手である思想家は、既存の言説編制のすべてを統括しているわけではない。思想家が位置することのできる言説編制は、限られている。そして彼が位置することのできる言説編制が、思想家に異質な言説編制の概念を読み解く解説コードを与え、移入可能な概念を限定する。

例えば、横井小楠は、伝統的な儒教思想の中から登場し、『国是三論』(1860)において、西洋文明は形而下の文明に過ぎないという伝統的な西洋観を旋回させ、近代西洋の社会政治思想および制度を評価し、導入する道を切り開いた。小楠自身は徂徠学ではなく、実学的な朱子学に位置していたとされるが、彼の朱子学は、徂徠の影響を強く受けていた。横井は「三代の治教」を、「升」にたとえている。中国古代の王朝である「三代の治教」は、「升」のものであり、「三代の治教」に通じるものは、西洋の政治制度についても語る事ができる。例えば、米国において、大統領のワシントンが政権を「賢に譲りて子に伝へ」なかったことを、禅譲としている。ワシントンが自分の子に政権を譲らなかつたことを、いわゆる堯舜の禅譲と重ねて考える。イギリスの政体は民意を尊重し、政府の施策は大小にかかわらず国民にはかり、その賛成するものを実施し、反対することは実施しないという民衆本位の政治が行われている。またロシアはじめ各国で、学校・病院・幼院・聾啞院等を設けるといふ、これまた、民衆のための施策が行われている。これらはすべて「三代の治教に符合する」。ここでは、儒教の概念モデルは維持されており、それを使って西洋の政治制度は理解され、徳川の政治よりも高く評価される。

福沢諭吉は、西洋啓蒙思想の中心概念である「自由の権利」の移入を試みるが、彼が位置しているのは、市場主義的言説編制である。市場主義的言説編制では、私的所有権の概念はすでに実定性を持っていた。また、君臣の関係を売買関係として捉え返す見方も生まれていた。福沢は、海保青陵らを中心に作り上げられた所有権や社会の人間関係を売買関係としてみる見方に接続させて、「自由の権利」という概念を移入しようとする。福沢は「自由の権利」を、「身体」の所有権の問題として提示する。福沢は、奉公しても奉公人の身体は本人のものであり、奉公人は単に労働の見返りに給料をもらうに過ぎない。奉公人は奉公している時間外では、自分の身体をどのように使うかについて、誰の指図も受けない、本人だけに任されている。それが「自由」の意味であると言う。

加藤弘之は、市場主義的言説編制で認知されていた市場における「欲望」に「自由」の概念を結びつける。加藤は、市場の欲望を「不羈自立の情」と呼ぶ。この「不羈自立の情」は個人の「幸福」を作り出すものであるから価値があるとされる。「不羈自立の情」は、幸福を作り出す「結構な」ものであるから、人々にはその情に従って行為する「権利」がある。これが「自由の権利」である。加藤の政治に関する中心的な概念枠組みは、徂徠学のものであり、市場主義的言説編制によって読み込まれた「自由の権利」の概念は、徂徠学の概念枠組みに組み込まれる。徂徠学において、「仁政」としての「安民」は為政者が作り出すものである。したがって、人民は国家・政府の統御に従うことが前提とされる。そうすると、「自由の権利」というものが、国家や為政者が作る法を超える普遍性を持つことは、その前提を覆すことになる。徂徠学の前提を覆さずに、「自由の権利」を移入するとすれば、西洋啓蒙思想の「自由の権利」にとっては不可欠である国家や法を超える普遍性は消去されなければならない。加藤は、徂徠学に従って、国家に、人々の「自由の権利」を統括する役目を与えようとする。その視点からは、国家を超える普遍性を持った自由(＝道義上の自由)というものは見えない。その結果、西洋啓蒙思想にはあつた「禽獣の自由」と「道義上の自由」の区別は無視され、すべての「不羈自立の情」は、そのまま「不羈自立の権」となる。そうすると、人々の「不羈自立の権」同士がぶつかったときの調整役が不可欠となる。それが国家であり、国家は人々の「自由の権利」の是非を

判断し、統御するものとなる。ここでは、国家は、「自由の権利」よりも上位に位置づけられる。

西洋啓蒙思想の「自由の権利」は、様々な実践系や言説編制によって受容されたが、受容する側の実践系の違いによってその意味は異なっていた。しかし、概念を移入するとき、変容するのは概念の意味だけではなく、受容する側の言説編制もまた変容する。例えば、西周は、「権利」という概念を、「義」という概念を二つに分節してそこへ割り込ませる。「君臣の義」といったときの「義」には二つの意味がもともとあった、と西は言う。つまり、臣は君に仕える「義務」があるという意味と、君からは「養」を受ける「権利」があるという意味である。このように、「義」という語を分解して、そこに「権利」という概念を忍び込ませることは、今までは「義」としてしか見られなかった人間関係を、「権利」と「義務」の関係として見るということである。それは、即ち人間関係の捉え方自体が変わったということである。権利という概念を移入することは、移入した側の実践系の概念編制が転換するだけでなく、対象の捉え方自体が転換することを意味している。

西洋啓蒙思想の「自由の権利」という概念に出会ったとき、明治初期の思想家たちは、それが言説空間のどこに実定性を持つのか、既存の実践系の概念ネットワークのどこに位置づけることができるのかを示さなければならなかった。彼らは、それぞれが位置しうる実践系から解説し、その概念枠組みに取り込もうとする。その結果、それぞれが示した「自由の権利」は、それぞれ異なったものであり、もちろん実際の西洋啓蒙思想にあった「自由の権利」の概念と同じものではない。しかし、たとえ移入した概念の意味と西洋啓蒙思想における本来の意味が異なったものであったにしても、思想家たちの試みが無意味であったとは言えない。彼らが、「自由の権利」の概念を、言説空間において実定性を持った言葉で説明し、「自由の権利」の実定性が言説空間のどこに位置するのかを指し示すことができたとしたら、それは、「自由の権利」の概念を日本の言説空間に創り出したことである。彼らは、それぞれの位置しうる実践系、言説編成に条件付けられて、それぞれの「自由の権利」の概念を創りあげたのである。異なる言説編制の概念を受容するとは、単なる受身的な作業ではない。それは新たな概念の創造であり、それはまた、自己の位置する言説編制を編み直していくことでもあるといえるだろう。

論文審査の結果の要旨

本論文の最大の特徴はその方法にある。本論文は、幕末・明治期の西洋思想の受容を主題としながら、その方法を従来の受容史に見られる「思想家」(＝「受容者」)を主題としたものから大きく転換させ、これを様々な「言説」「テキスト」の生産を条件付けているものとの関連で見ようとするものである。

幕末から明治初期の西洋思想の受容は、既存の諸「言説」がもつ概念のネットワークに、西洋の概念を組み込むという形で行われた。その際、思想家の側から見れば、彼がとる「言説」の位置が、異質な「言説」を読み解く解説コードを与え、移入可能な概念を限定することになる。本論文は、横井小楠『国是三論』(1860)、福沢諭吉『学問のすすめ』(1873)、加藤弘之『真政大意』(1870)、『人権新説』(1882)、西周『百一新論』(1874)、矢野文雄『人権新説駁論』(1882)、植木枝盛『天賦人権弁』(1883)等々のテキストを間テクスト的に検討し、西洋思想の受容の前後において、日本の諸「言説」の規則性にどのような転換が起こり、さまざまな言表において、使用される概念や対象領域の転換、移行、変化といった領野がどのように切り開かれたかを、犀利に分析している。その際、①新たな概念の生成、②ある概念の使用頻度の増加、③概念の意味の転換、④概念の価値の転換というところで、使用される概念の規則性の転換、移行、変化が極めて論理的・分析的に捉えられている。

一例をあげれば、西洋啓蒙思想の中心概念である「自由の権利」の移入においては、例えば福沢は所有権や社会の人間関係を売買関係から見る見方に接続させて「自由の権利」の概念を移入しようとする。まず、加藤は、市場主義的言説における「欲望」と「自由」の概念を結びつける。しかし、加藤においてはこうして受け入れられた「自由の権利」概念が徂徠学の政治に組み込まれることによって、人民の「自由の権利」を国家に統括させる結果、そこからは国家を超える普遍性を持ったものとしての「自由」の位置づけは見えてこない。さらに、西は「君臣の義」の「義」の概念を二分割し、そこに「権利」の概念を忍び込ませる。このことによって、それまでは「義」としてのみ捉えられていた人間関係を「義」と「権利」の関係として見るということになる。このように西洋啓蒙思想の「自由の権利」

という概念と出会ったとき、明治初期の思想家たちはそれがそれぞれの位置する言説空間のどこに実定性を持つか、既存の諸言説の概念のネットワークのどこに位置するかを示さなければならなくなる。かれらはテキストの生産においてそれぞれが位置する言説編制に条件付けられて、それぞれの「自由の権利」概念を日本の言説空間に作り出して行くことになる。

このように、本論文がとった方法によって、日本における西洋思想受容の歴史研究がいつそうゆたかなものになったことは間違いない。明治期の思想における「受容」を、「言説」「テキスト」の生産を条件付けているものという視点から見ると、いつそう幅広いテキストを検証する必要があるが、それは今後の課題とすることができよう。以上のように、本論文は博士（言語文化学）の学位請求論文としてふさわしい成果を、十分にあげているものと評価できる。